

平成二十四年三月十四日（号外第五十七号）厚生労働省告示第百二十一号（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件）

(原稿誤り)

四

上

終わりから一

指定特定相談支援事業者

指定特定相談支援事業所

八

業者

業所

(原稿誤り)

四

上

終わりから一

に改め

「指定居宅介護等」を「指定居宅介護」又は基準該当居宅介護（以下「指定居宅介護等」という。）に改め

六

「指定居宅介護等」を「指定居宅介護」又は基準該当居宅介護（以下「指定居宅介護等」という。）に改め

(原稿誤り)

六

上

一五

「イの(4)」に改め

「イの(4)」を「指定障害福祉サービス基準附則第3条第1項の規定による従業者を配置した」に改め

上

一五

「イの(4)」に改め

「イの(4)」を「指定障害福祉サービス基準附則第3条第1項の規定による従業者を配置した」に改め

上

一五

「イの(4)」に改め

「イの(4)」を「指定障害福祉サービス基準附則第3条第1項の規定による従業者を配置した」に改め

上

一五

「イの(4)」に改め

「イの(4)」を「指定障害福祉サービス基準附則第3条第1項の規定による従業者を配置した」に改め

(原稿誤り)

六

上

一六

ロの(1)

ロ

(原稿誤り)

六

下

四

において

において、平成24年3月31日において現に

下

四

において

において、平成24年3月31日において現に

下

四

において

において、平成24年3月31日において現に

下

四

において

において、平成24年3月31日において現に

下

四

において

において、平成24年3月31日において現に

下

四

において

において、平成24年3月31日において現に

下

四

において

において、平成24年3月31日において現に

下

四

において

において、平成24年3月31日において現に

業所を利用するもの
に対して

(原稿誤り)

七 上 二二

削り

「第 214 条第
1 項」および「第 215 条
第 1 項」

(原稿誤り)

七 下 一八

中「

「第 17 条第 1 項第
1 号」および「第 17 条第
1 号」

(原稿誤り)

七 下 一八

に、「

「第 17 条第 1 項
第 4 号」および「第 17 条
第 4 号」

(原稿誤り)

一一 下 一七

「186 単位」

「186 単位」

(原稿誤り)

一一 下 一

指定就労移行支援等

指定就労移行支援等

(原稿誤り)

一一 下 一

第 14 の 1 の注 1
に規定する指定就労
継続支援 A 型等又は

又は

(原稿誤り)

一一 下 九

削り

「若しくは第 14 の 1
の注 1 に規定する指
定就労継続支援 A 型
等」

(原稿誤り)

一二 上 一七

初日

翌日

(原稿誤り)

上 二五

初日

翌日

(原稿誤り)

一二 上 終わりから一

同表第11の16

同表第11の16の注中

三

「12の栄養士配置加算が算定されている」を「栄養士が配置されている」に改め、
同表第16

(原稿誤り)

一三 上 五から六

あつては、平成27年3月31日までの間

あつては、

(原稿誤り)

一三 上 終わりから一

又は」

又は10の看護職員配置加算を算定されている事業所」

○

(原稿誤り)

一三 下 終わりから二

都道府県知事

都道府県知事又は市町村長

二

(原稿誤り)

一四 下 六から七

厚生労働省

厚生労働大臣

(原稿誤り)

一五 上 一三

ただし

ただし、

(原稿誤り)

一五 下 終わりから二

又は、のぞみの園

又はのぞみの園

四

(原稿誤り)

一五 下 終わりから二

行った場合は

行った場合に

— | — | ○ | — | — | — |

(原稿誤り)

一六 | — | 上 | — | 一七

| 指定就労支援B型事業所等

| 指定就労継続支援B型事業所等

(原稿誤り)

一六 | — | 下 | — | 一七

| 特定旧法指定施設

| 指定就労継続支援B型等

(原稿誤り)

一六 | — | 下 | — | 一九

| 所定単位

| 所定単位数

ページ

段

行

誤

正

平成二十四年三月十四日（号外第五十七号）厚生労働省告示第百二十二号
（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準を定める件）

（原稿誤り）

一八

下

六 終わりから一

児童発達支援センター

児童発達支援センター

（原稿誤り）

二〇

上

一 終わりから二

指定児童発達支援事業所

指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）

ページ

段

行

誤

正

平成二十四年三月十四日（号外第五十七号）厚生労働省告示第百二十三号（児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準を定める件）

（原稿誤り）

二八

下

終わりから二

180人以下

190人以下

（原稿誤り）

二九

上

八 終わりから一

初日

翌日

（原稿誤り）

二九

上

〇 終わりから一

初日

翌日

ページ

段

行

誤

正

平成二十四年三月十四日（号外第五十七号）厚生労働省告示第百二十七号
（厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件）

（原稿誤り）

三九 — 下一九から一〇 — 長久手町

— 長久手市 —

（原稿誤り）

四〇 ページ上段二行目を削除する。

平成二十四年三月十四日（号外第五十七号）厚生労働省告示第百二十八号
（厚生労働大臣が定める一単位の単価を定める件）

（原稿誤り）

四〇

下

— 一 終わりから一

— 重症心身障害障害児

— 重症心身障害児

（原稿誤り）

四一

上

— 一

— 重症心身障害障害児

— 重症心身障害児

（原稿誤り）

四一

下

— 八

— 重症心身障害障害児

— 重症心身障害児

（原稿誤り）

四一

下

— 一五

— 重症心身障害障害児

— 重症心身障害児

（原稿誤り）

四二

上

— 二二

— 重症心身障害障害児

— 重症心身障害児

（原稿誤り）

四二

上

— 六 終わりから一

— 重症心身障害障害児

— 重症心身障害児

（原稿誤り）

四二

下

— 七 終わりから七

— 重症心身障害障害児

— 重症心身障害児

（原稿誤り）

四三

上

— 一

— 重症心身障害障害児

— 重症心身障害児

（原稿誤り）

四三

下

— 八

— 重症心身障害障害児

— 重症心身障害児

（原稿誤り）

四三

下

— 一五

— 重症心身障害障害児

— 重症心身障害児

（原稿誤り）

四四 一 上 二二

重症心身障害児

重症心身障害児

(原稿誤り)

四四 一 上 六 終わりから一

重症心身障害児

重症心身障害児

(原稿誤り)

四四 一 下 一 終わりから七

重症心身障害児

重症心身障害児

(原稿誤り)

四五 一 上 一

重症心身障害児

重症心身障害児

(原稿誤り)

四六 一 上 二

重症心身障害児

重症心身障害児

(原稿誤り)

四六 一 上 四

重症心身障害児

重症心身障害児

(原稿誤り)

四八 一 上 一八

能取市

熊取市

ページ

段

行

誤

正

平成二十四年三月三十日（号外第七十四号）厚生労働省告示第二百十一号（食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利
用料等に関する指針の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二三七

上

終わりから八

削り

削り、「第十七条第
一項第一号」を「第
十七条第一号」に、
「第十七条第一項第
四号」を「第十七
条第四号」に

ページ

段

行

誤

正

平成二十四年三月三十日（号外第七十四号）厚生労働省告示第二百二十七号（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの）

（原稿誤り）

二四三

下

二 終わりから一

ものいう

ものをいう

ページ

段

行

誤

正

平成二十四年三月三十日（号外第七十四号）厚生労働省告示第二百二十八号（児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項及び第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額）

（原稿誤り）

二四四

上

終わりから一

号）第二十五条の十
二第二項及び

号）

（原稿誤り）

二四四

上

終わりから一

七
児童福祉法施行令第
二十五条の十二第二
項及び

児童福祉法施行令

（原稿誤り）

二四四

上

三
終わりから一

児童福祉法施行令第
二十五条の十二第二
項及び

児童福祉法施行令

（原稿誤り）

二四四ページ上段終わりから一行目から終わりから八行目までを削除する。

（原稿誤り）

二四四

上

終わりから七

二 令

児童福祉法施行令（
昭和二十三年政令第
七十四号。以下「令
」という。）

（原稿誤り）

二四四

上

終わりから六

別表第二

別表

（原稿誤り）

二四四ページ上段終わりから四行目から終わりから一行目までを削除する。

(原稿誤り)

二四四 下

一

別表第二

別表

(原稿誤り)

二四四 下

六から七

別表の二

別表第一の二の項中「第二十五条の第十二項第四号」とあるのは「第二十五条の第十二項第二号又は第四号」とし、別表第二の二

ページ

段

行

誤

正

平成二十四年三月三十日（号外第七十四号）厚生労働省告示第二百二十九号（児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項第三号及び第二十七条の十三第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額）

（原稿誤り）

二四四

下

一〇

号）第二十五条の十
二第二項第三号及び

（原稿誤り）

二四四

下

一一

児童福祉法施行令第
二十五条の十二第二
項第三号及び

児童福祉法施行令

（原稿誤り）

二四四

下

一五

児童福祉法施行令第
二十五条の十二第二
項第三号及び

児童福祉法施行令

（原稿誤り）

二四四ページ下段一八行目から一九行目までを削除する。

（原稿誤り）

二四四

下

二〇

二 児童福祉法施行
令

児童福祉法施行令（
昭和二十三年政令第
七十四号）

平成二十四年三月三十日（号外第七十四号）厚生労働省告示第二四十七号（厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二五一ページ下段終わりから七行目と終わりから六行目の間に次のように加える。

別表を次のように改める。

地 域 区 分	割 合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百二十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千八十一
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千六十八
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千六十三
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千五十四
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千四十五
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千四十二
地域区分欄に掲げる八級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる九級地	千分の千三十二
地域区分欄に掲げる十級地	千分の千二十九
地域区分欄に掲げる十一級地	千分の千二十三
地域区分欄に掲げる十二級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げる十三級地	千分の千十五
地域区分欄に掲げる十四級地	千分の千十四
地域区分欄に掲げる十五級地	千分の千九
地域区分欄に掲げる十六級地	千分の千五
地域区分欄に掲げるその他	千分の千

ページ

段

行

誤

正

平成二十四年三月三十日（号外第七十四号）厚生労働省告示第二百五十一号（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二五四

上

一六

第五十条第七項

第五十条第七項又は第八項

ページ

段

行

誤

正

平成二十四年三月三十日（号外第七十四号）厚生労働省告示第二百五十七号（厚生労働大臣が定める者の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二五六

下

九 終わりから一

第7の8

第7の11

（原稿誤り）

二五七

上

一七

又は8.6回／日

＝8、6回／日

ページ

段

行

誤

正

平成二十四年三月三十日（号外第七十四号）厚生労働省告示第二百六十九号（厚生労働大臣が定める施設基準を定める件）

（印刷誤り）

二六一

上

九 終わりに

九 すること。

九 すること。

ページ

段

行

誤

正

平成二十四年三月十三日（号外第五十五号）公布厚生労働省令第二十七号（障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準）

（原稿誤り）

一七

二

一五

指定地域定着支援事業者

指定地域定着支援の事業

平成二十四年三月二十八日（号外第七十号）公布厚生労働省令第四十号（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令）

（原稿誤り）

一〇一 上 七

第六條の二（見出しを含む。）及び第六條の三（見出しを含む。）

（原稿誤り）

一〇一 ページ上段八行目と九行目の間に次のように加える。

第六條の三の見出し中「第五條第十項」を「第五條第九項」に改め、同条中「第五條第十項」を「第五條第九項」に改め、「児童デイサービス」を削る。

（原稿誤り）

一〇二 上

終わりから二

提出について、

提出について

（原稿誤り）

一〇三 上

八

第七号

同項第七号

（原稿誤り）

一〇五 上

終わりから二
一から終わり
から二〇

第三十四條の二十の二中「第三十七條第二項」の下に「、第三十八條第三項及び第四十一條第四項」を加え、同条に

第三十四條の二十の二に

（原稿誤り）

一〇五 上

七 終わりから一

第三十四條の二十の二を

第三十四條の二十一を削り、第三十四條

— — — — — の二十の二を — —

(原稿誤り)
一〇八 上 終わりから二 受給者証
二 地域相談支援受給者証

(原稿誤り)
一一〇 上 終わりから一 含む。
二 含む。

(原稿誤り)
一一〇 上 終わりから九 第五十一条第一項
一 第五十一条の二十第一項

(原稿誤り)
一一三ページ下段終わりから一四行目と終わりから一三行目の間に次のように加える。
(法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービスに関する経過措置)

(原稿誤り)
一二三ページ下段終わりから二四行目から終わりから八行目までを削除する。

(原稿誤り)
一二三 下 終わりから七 第十八条の四十八
一 第十八条の四十七

(原稿誤り)
一二四 上 終わりから二 第二十七条の二第四号
四 第二十七条の二第三号

(原稿誤り)
一二四 上 終わりから二 同条第四項
一 同条第三号

(原稿誤り)
一二四 上 終わりから一 施設給付決定保護者
一 施設支給決定保護者

一二六一上八 同条第一項第一号 同条第一項第一号に

(原稿誤り)
一二六上 八から九 第二十七条の十三第一項第一号 第二十七条の十三第一項第一号に

(原稿誤り)
一二六上 九 同条第二項中「(生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。)」を削り、 同条第二項中

(原稿誤り)
一二七下 終わりから八 第三十六条の三十九第二項 第三十六条の三十九

(原稿誤り)
一二八上 一六 法第二十四の十九の二 法第二十四の十九の二

(原稿誤り)
一二八上 一八 法第二十四の十九の二 法第二十四の十九の二

(原稿誤り)
一二八下 八 第十八条の四十八 第十八条の四十七

(原稿誤り)
一三五下 二〇 特別障害者特別給付費 特定障害者特別給付費

(原稿誤り)
一四二上 七 「全部」 「その全部」

(原稿誤り)
一四二上 九 入所者の数 入所者

(原稿誤り)

一四二 上 一 終わりから一 第一百七十七条第一項 第一百七十七条中

(原稿誤り)
一四二 上 改め、同条第二項中
一から終わり
から一〇 「第五条第九項」を
改める 「第五条第八項」に
改める 改める

(原稿誤り)
一四二 下 二〇
、「及び第六十条
」を「、第六十条
及び第八十三条」
に改める 改める

(原稿誤り)
一四三 上 三 得た額 得た数

(原稿誤り)
一四四 上 五 終わりから一 「前二項」に改め
「前二項」に、
三十四条」を「第二
十七条第二項」に改
め

(原稿誤り)
一四五 上 二二 平均障害程度区分
平均障害程度区分（
厚生労働大臣が定め
るところにより算定
した障害程度区分の
平均値をいう。以下
同じ。）

(原稿誤り)
一四五 下 五 終わりから一 「前二項」に改め
「前二項」に、「第
三十四条」を「第二
十七条第二項」に改
め

(原稿誤り)
一四六 下 終わりから一 障害児施設給付費等 障害児施設給付費等

三
請求書
請求書に障害児施設
給付費等明細書

(原稿誤り)
一四六 下
三
三
障害児通所給付費・
入所給付費等請求書
障害児通所給付費・
入所給付費等請求書
に障害児通所給付費
・入所給付費等明細
書

(原稿誤り)
一四六 下
三
障害児通所給付費・
障害児入所給付費等
請求書
障害児通所給付費・
入所給付費等請求書

(原稿誤り)
一五一 上
一六から一七
一
基準該当児童デイサ
ービス事業所」
基準該当児童デイサ
ービス事業所をいう
)」

ページ

段

行

誤

正

平成二十四年三月二十八日（号外第七十号）公布厚生労働省令第四十一号
（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部を
改正する省令）

（原稿誤り）

一五一

下

一〇

「、同条第六項中

「と、同条第六項中

